㊞

令和４年 12 月 16 日

神奈川労働局長
西 村　斗 利　殿

神奈川地方最低賃金審議会
会　長　　盛　　誠 吾

神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和４年８月２日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、神奈川県自動車（新車）小売業最低賃金の決定の申出について、いずれも申出者により取下げられ、神奈川県塗料製造業最低賃金、神奈川県鉄鋼業最低賃金の改正及び神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金、神奈川県電線・ケーブル製造業最低賃金の決定の必要性について、慎重に調査審議を重ねた結果、いずれも全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。